「徳島県人権条例（仮称）素案」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、全ての県民が、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害を受けることなく、個人として尊重され、多様性を認め合いながら互いに支え合う、人権尊重の共生社会づくりを推進するため、徳島県人権条例（仮称）の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての条例の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間

令和８年１１月２６日（木）～ 令和８年１２月２５日（金）（必着）

２　ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁１階　生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前９時～午後５時

３　お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 多文化共生・人権課 人権担当

電話：088-621-2187　FAX：088-621-2978

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：tabunkakyouseijinkenka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095　FAX：088-621-2862

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

Ｑ１　「徳島県人権条例（仮称）」ってどんな条例？

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する差別や、学校・職場等におけるいじめ・ハラスメントも依然として後を絶たないことに加え、インターネット上における心ない誹謗中傷や性の多様性への無理解など、新たな人権問題も次々と顕在化しています。

この条例は、こうした問題に的確に対応し、すべての県民がいかなる人権侵害も受けることなく、個人として尊重され、多様性を認め合いながら互いに支え合う「人権尊重の共生社会」を実現することを目的として策定するものです。

その目的を達成するため、条例（素案）では３つの基本理念を掲げるとともに、県・県民・事業者などの各主体が社会全体で果たすべきそれぞれの責務や連携について定めています。

さらに、人権教育・啓発の推進や施策を実施するための指針となる「基本方針」の策定についても具体的に規定しています。

Ｑ２　どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県人権条例（仮称）素案」に示されている以下の項目をはじめ、
人権尊重の共生社会づくりに向けたご意見やご提案をお寄せください。

- 「基本理念」（個人の尊厳と平穏な生活の保障、多様性の受容と相互支援、主体的な社会参画）に関すること
- 社会全体で担う責務（県・県民・事業者等の役割や協働）に関すること
- 「人権教育・人権啓発」の推進や基本方針の策定など、具体的な取り組みの方向性に関すること

（　→　条例（素案）の概要および内容については、別添資料を参照してください。）

Ｑ３　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。